

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）

の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、表一の(Ⅱ)項に掲げる図書は、表二の(三)項に掲げる法第五十二条第八項第二号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図若しくは法第五十二条第九項に規定する特定道路等の配置図、同表の(三)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項に掲げる日影図と、表一の(Ⅱ)項に掲げる図書は、表二の(三)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(五)項に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては副本二通。以下同じ。）に、それぞれ、次に掲げる図書又は書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書

(1) 申請に係る建築物が法第六条第一項第一号及び第四号に掲げる建築物である場合 次の表一の(i)項、(3)項及び(ii)項に掲げる図書で同項に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(2) 申請に係る建築物が法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物である場合 次の表一の(i)項、(3)項及び(ii)項に掲げる図書でこれらの項に掲げる明示すべき事項を記載したもの（用途変更の場合においては同表の(ii)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(ii)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める図書

(1) 次の表二(i)欄各項に掲げる規定が適用される建築物 当該各項に掲げる図書でこれらの項に掲げる明示すべき事項を記載したもの（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては、表五(i)項、(四)項

及び(五)項の計算書並びに同表(三)項に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)

- (2) 次の(i)から(v)までに掲げる建築物 それぞれ当該(i)から(v)までに定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては表三の(3)欄並びに表五(二)項の(3)欄に掲げる計算書又は図書に替えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算に基づく計算書又は図書とする。用途変更の場合においては表三の(3)欄並びに表五(二)項の(3)欄の構造計算の計算書を除く。)
- 。ただし、(i)から(iv)までに掲げる建築物について法第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いて構造計算を行つた場合にあつては、当該認定に係る認定書の写し、別記第三号の二様式又は別記第三号の三様式に定める構造計算概要書、構造計算チェックリスト(プログラムを用いて構造計算を行う場合における建築物と当該プログラムの適用範囲との関係を示した書類をいう。)、当該建築物の構造計算に当たり当該プログラムに入力した情報及び計算結果等の構造計算に係る一連の情報を記録した磁気ディスク等(磁気ディスク、シール・デュー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる

物をいう。）及び国土交通大臣が指定した図書をもつてこれに代えることができるものとする。

(i) 表三の(一)項(i)欄上段に掲げる構造計算を適用する建築物 表二の(一)項(ろ)欄に掲げる図書で同欄に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(ii) 表三の(二)項(i)欄上段に掲げる構造計算を適用する建築物 表三の(二)項(ろ)欄に掲げる図書で同欄に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(iii) 表三の(三)項(i)欄上段に掲げる構造計算を適用する建築物 表二の(三)項(ろ)欄に掲げる図書で同欄に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(iv) 表三の(四)項(i)欄上段に掲げる構造計算を適用する建築物 表三の(四)項(ろ)欄に掲げる図書で同欄に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(v) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を適用する建築物 それぞれ表三の(ろ)欄に掲げる図書に準じた図書として国土交通大臣が定めるもの

(3) 次の表四の(i)欄各項に掲げる規定に基づく認定を受けたものとする建築物 当該各項に掲げる図

書

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三 確認の申請を代理者に委任する場合にあつては、その旨を証する書類（以下「委任状」という。）

四 設計者又は工事監理者が建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条に規定する建築士（以下「建築士」という。）である場合にあつては、同法第五条に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「建築士免許証」という。）の写し

五 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合にあつては、建築士法第二十条第二項に規定する証明書（以下「証明書」という。）の写し

表一

(い)		
配置図	付近見取図	図書の種類
イ 縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項

地盤面算出表	床面積求積図	各階平面図	
建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式	イ 縮尺、方位及び間取 ロ 各室の用途及び床面積 ハ 壁及び筋かいの位置及び種類 ニ 通し柱及び開口部の位置 ホ 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 ヘ 申請に係る計画が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二（令第三百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物の計画である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第三百三十七条の四の三第三号に規定する措置	ロ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 ハ 擁壁の設置その他安全上適当な措置 ニ 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差又は申請に係る建築物の各部分の高さ ホ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ヘ 下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出又は処理経路

表二

		(は)				(ろ)	
図書の種類	(い)	構造詳細図	小屋伏図	各階床伏図	基礎伏図	二面以上の立面図	二面以上の断面図
	(ろ)	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法				開口部の位置 ハ 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）	イ 縮尺 ロ 開口部の位置 ハ 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）
明示すべき事項		縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法				イ 縮尺 ロ 開口部の位置 ハ 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）	イ 縮尺 ロ 開口部の位置 ハ 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）

(一)						
法第二十条に 関する規定が 適用される建 築物						
令第三章第 二節に關す る規定が適 用される建 築物						
各階平面図	二面以上の立面図	二面以上の断面図	基礎伏図	構造詳細図	使用構造材料一覧表	敷地断面図及び基礎・地盤説明書
一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、裝飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法						
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、裝飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法						
構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止の措置						
支持地盤の種別及び位置						
基礎の種類						
基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置						

令第三章第三節に関する規定が適用される建築物							
基礎伏図	各階平面図			令第三十八条第三項、第四項又は令第三十九条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書		施工方法等計画書	
	二面以上の立面図						
	二面以上の断面図			令第三十八条第三項の構造方法への適合性審査に必要な事項		打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法						
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を			令第三十九条第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項		木ぐい及び常水面の位置		

各階床伏図	含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法
小屋伏図	
構造詳細図	屋根ふき材の種類別
	柱の有効細長比
	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材の地面から一メートル以内の部分の防腐、防蟻措置
	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
令第四十条ただし書、令第四十二条ただし書、令第四十三条第一項ただし書、同	令第四十条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項

条第二項ただし書、令第四十六
 条第二項第一号イ、同条第二
 項第一号ハ、同条第三項た
 だし書、同条第四項、令第
 四十七條第一項、令第四十八
 条第一項第二号た
 だし書又は同条第二項第二
 号の規定に適合することの
 確認に必要な図書

令第四十二 条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十三 条第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	令第四十三 条第二項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	令第四十六 条第二項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十六 条第二項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法	令第四十六 条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	令第四十六 条第四項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十七 条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第四十八 条第一項第二号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

令第三章第 四節に關す る規定が適 用される建 築物										
配置図	各階平面図	二面以上の立面図	二面以上の断面図	基礎伏図	各階床伏図	小屋伏図	軸組図	構造詳細図	使用構造材料一覧表	施工方法等計画書
組積造の塀の位置	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法		構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方	
令第四十八条第二項第二号に規定する規格への適合性審査に必要な事項										

令第51条第一項ただし書、令第55条第二項、令第57条第一項第一号及び第二号、令第59条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	法の計画		令第51条第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
	令第55条第二項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第57条第一項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第59条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第三章第四節の二に關する規定が適用される建築物	配置図	補強コンクリートブロック造の塀の位置	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	

小屋伏図		軸組図		構造詳細図		使用構造材料一覧表		施工方法等計画書		令第六十二条の四第一項から第三項まで、令第六十二条の五第二項、令第六十二条の八ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	
				塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 帳壁の材料の種別及び構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートブロックの組積方法 補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法		令第六十二条の四第一項から第三項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第六十二条の五第二項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		令第六十二条の八ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	

令第三章第五節に関する規定が適用される建築物									
各階平面図	二面以上の立面図	二面以上の断面図	基礎伏図	各階床伏図	小屋伏図	軸組図	構造詳細図	使用構造材料一覧表	令第六十六條、令第六十七條第二項、令第六十九條又は令第七十條の規定に適合することの確認に必要な図
構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			圧縮材の有効細長比		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	令第六十六條に規定する基準への適合性審査に必要な事項
									令第六十七條第二項に規定する構造方法への

令第三章第六節に関する規定が適用される建築物									
						書			
小屋伏図	各階床伏図	基礎伏図	二面以上の断面図	二面以上の立面図	各階平面図				
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法			構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			令第七十条の二の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊する場合がある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項	令第七十条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法	適合性審査に必要な事項

軸組図			
構造詳細図		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
使用構造材料一覧表		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	
施工方法等計画書		構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
		コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別	
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法	
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
令第七十三条第二項ただし書、令第七十七条第四号、同条第六号、令第七十七条の二第一項ただし書又は令第七十九条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書		令第七十三条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
		令第七十七条第四号及び第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
		令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
		令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	

令第三章第六節の二に 関する規定 が適用され る建築物									
使用構造材料一覧表	各階平面図		二面以上の立面図	二面以上の断面図	基礎伏図	各階床伏図	小屋伏図	軸組図	構造詳細図
構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			圧縮材の有効細長比		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造		
鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ			構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別				

令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十七条第六号、令第七十七条の二第一項ただし書、令第七十九条第二項又は令第七十九条の三第二項の規定に適合することの確認に必要な図書		施工方法等計画書						
コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	令第六十六条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第六十七条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法	令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十七条第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

令第三章第七節に関する規定が適用される建築物										
令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十九条の三第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	配置図	各階平面図	二面以上の立面図	二面以上の断面図	基礎伏図	各階床伏図	小屋伏図	軸組図	構造詳細図
		無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法					塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	

建築基準法	令第三章第七節の二に関する規定が適用される建築物						
	令第八十条の三の規定 ことの確認に必要な図書		令第五十一条第一項ただし書、令第五十五条第二項、令第五十七条第一項第一号及び第二号、令第五十九条の二の規定に適合することの確認に必要な図書				
施行規則第八十条の三の規定			使用構造材料一覧表				
			施工方法等計画書				
施行規則第八十条の三の規定	令第八十条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別				
	令第八十条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法				
施行規則第八十条の三の規定	令第五十九条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法				
	令第五十七条第一項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		令第五十一条第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法				
施行規則第八十条の三の規定	令第五十五条第二項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		令第五十一条第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法				
	令第五十九条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		令第五十七条第一項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項				

		(二)			
		法第二十一条 に関する規定 が適用される 建築物			
建築物 適用される規定が適用される建築物		第一項に関する規定が適用される建築物		施行規則（以下「施行規則」という。）第八條の三に関する規定が適用される建築物	
各階平面図		配置図		耐火構造等の構造詳細図	
各階平面図		配置図		耐火構造等の構造詳細図	
防火区画の位置及び面積		耐力壁及び非耐力壁の位置		耐力壁及び非耐力壁の位置	
耐力壁及び非耐力壁の位置		耐力壁及び非耐力壁の位置		耐力壁及び非耐力壁の位置	
外壁、開口部及び防火設備の位置		外壁、開口部及び防火設備の位置		外壁、開口部及び防火設備の位置	
建築物の周囲に設けられている通路の位置及び幅員		建築物の周囲に設けられている通路の位置及び幅員		建築物の周囲に設けられている通路の位置及び幅員	
外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
主要構造部、軒裏及びひさしその他これに類するものの断面の構造、材料の種別及び寸法		主要構造部、軒裏及びひさしその他これに類するものの断面の構造、材料の種別及び寸法		主要構造部、軒裏及びひさしその他これに類するものの断面の構造、材料の種別及び寸法	
法への適合性審査に必要な事項		法への適合性審査に必要な事項		法への適合性審査に必要な事項	

(五)		(四)		(三)			
法第二十四条に関する規定が適用される建築物		法第二十三条に関する規定が適用される建築物		法第二十二条に関する規定が適用される建築物	第二項に関する規定が適用される建築物		
耐火構造等の構造詳細図	二面以上の断面図	各階平面図	使用建築材料表	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の構造詳細図
延焼のおそれのある部分の構造、材料の種別及び寸法	延焼のおそれのある部分	耐力壁及び非耐力壁の位置	主要構造部の材料の種別	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	耐力壁及び非耐力壁の位置	主要構造部、軒裏、ひさしその他これに類するものの断面の構造、材料の種別及び寸法	主要構造部、軒裏、ひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法

(六)				(七)				(八)			
法第二十四条の二に関する規定が適用される建築物				法第二十五条に関する規定が適用される建築物				法第二十六条に関する規定が適用される建築物			
配置図				各階平面図		耐火構造等の構造詳細図		本文に関する規定が適用される建築物		ただし書に関する規定が適用される建築物	
法第二十二条第一項の規定による区域の境界線				各階平面図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		付近見取図	
				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	
線				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	
外壁、そで壁、塀その他これに類するものの				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	
かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	
外壁、そで壁、塀その他これに類するものの				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置		延焼のおそれのある部分		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		防火壁の位置	

令第百十五条の二第一項第九号の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	室内仕上げ表		耐火構造等の構造詳細図				位置及び高さ
令第百十五条の二第一項第九号の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	令第百十五条の二第一項第七号に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	令第百十五条の二第一項第八号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造	令第百十五条の二第一項第六号に規定する床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造	主要構造部、軒裏、防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	令第百十五条の二第一項第七号に規定するスプリンクラー設備等及び令第百二十六条の三の規定に適合する排煙設備の位置	令第百十五条の二第一項第六号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造	

(九)									
建築物 が適用される規定					法第二十七条 に関する規定				
建築物 が適用される規定					第一項に関する規定が適用される建築物				
耐火構造等の構造詳細図		二面以上の立面図		各階平面図	耐火構造等の構造詳細図		各階平面図		
令第百十五條の二の二第一項第一号に規定する部分、令第百十五條の二の二第一項第四号ハに規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び		令第百十五條の二の二第一項第三号に規定する窓その他の開口部の構造		開口部及び防火設備の位置		主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		開口部及び防火設備の位置	
								耐力壁及び非耐力壁の位置	
								外壁、そで壁、塀その他これに類するものの位置及び高さ	
								敷地内における通路の位置及び幅員	
				開口部及び防火設備の位置					
				耐力壁及び非耐力壁の位置					
				避難上有効なバルコニーの位置					

		(十)			
		法第二十八条第一項及び第四項に関する規定が適用される建築物			
				第二項に関する規定が適用される建築物	
二面以上の立面図	各階平面図	配置図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	
				寸法	
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積	令第二十条第二項第一号に規定する水平距離	敷地の接する道路の位置及び幅員及び令第二十条第二項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火区画の位置及び面積
				耐力壁及び非耐力壁の位置	開口部及び防火設備の位置
				外壁、そで壁、塀その他これに類するものの位置及び高さ	

		(十一)			
		法第二十八条の二に関する規定が適用される建築物			
有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書		使用建築材料表	各階平面図	開口部の採光に有効な部分の面積を算定した際の計算書	二面以上の断面図
換気回数及び必要有効換気量	有効換気量又は有効換気換算方法及びその算定方法	内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第二十条の七第一項第四号の表(一)又は(二)の項に定める数値を乗じて得た面積の合計	内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積	外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置
				開口部の採光に有効な部分の面積及びその算定方法	居室の床面積
					令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離

		(十四)		(十三)		(十二)			
令第五章第		法第三十五条に関する規定が適用される建築物		法第三十条に関する規定が適用される建築物		法第二十九条に関する規定が適用される建築物			
	各階平面図	各階平面図		各階平面図 二面以上の断面図		開口部の換気に有効な部分の面積を算定した際の計算書		二面以上の断面図	外壁等の構造詳細図
	消火設備の構造詳細図	令第百十六条の二第一項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積		令第百十六条の二第一項に規定する窓その他の開口部の面積		開口部の換気に有効な部分の面積及びその算定方法	居室の床面積	地盤面	縮尺
	消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造	令第百十六条の二第一項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積		令第百十六条の二第一項に規定する窓その他の開口部の面積		開口部の換気に有効な部分の面積及びその算定方法	居室の床面積	地盤面	縮尺
	開口部及び防火設備の位置	令第百十六条の二第一項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積		令第百十六条の二第一項に規定する窓その他の開口部の面積		開口部の換気に有効な部分の面積及びその算定方法	居室の床面積	地盤面	縮尺

二節に關する規定が適用される建築物

耐力壁及び非耐力壁の位置
防火区画の位置及び面積
階段の配置及び構造
階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造並びに床面積
歩行距離
廊下の幅
避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅
物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅
令第百十八条に規定する出口の戸
令第百二十五条の二第一項に規定する施錠装置の構造
令第百二十六条第一項に規定する手すり壁、

建築物 用される建 る規定が適 六節に關す 令第五章第		建築物 用される建 る規定が適 五節に關す 令第五章第						
各階平面図	配置図	二面以上の立面図	各階平面図	室内仕上げ表	耐火構造等の構造詳細図	二面以上の断面図	さく又は金網の位置及び高さ	
歩行距離	防火設備の位置及び種別	敷地内における通路の幅員	造 赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造 非常用進入口又は令第二百二十六条の六第二号に規定する窓その他の開口部の構造	造 赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造	種別及び寸法 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	直通階段の構造		
				令第二百二十三条第一項第二号及び第三項第三号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ				

非常用の排煙設備の構造詳細図			非常用の照明装置の構造詳細図			地下道の床面積求積図	室内仕上げ表	使用建築材料表	二面以上の断面図		
排煙設備の構造、材料の配置及び種別	垂れ壁の材料の種別	地下道の床面積	照明器具の材料の位置及び種別	照明設備の構造	照度	地下道の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式	令第百二十八条の三に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ	主要構造部の材料の種別及び厚さ	渡り廊下の高さ	地下道の位置及び幅員	渡り廊下の位置及び幅員

(十七)		(十六)		(十五)			
法第三十六条 条に関する規定が適用		法第三十五条の三に関する規定が適用される建築物		法第三十五条の二に関する規定が適用される建築物			
令第二章第二節に関する規定が適用							
二面以上の断面図		耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	室内仕上げ表	各階平面図	非常用の排水設備の構造詳細図	
最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法	主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法	令第百十一条第一項に規定する窓その他の開口部の面積	令第百二十九条に規定する部分の仕上げる材料の種類及び厚さ	令第百二十九条第七項に規定するスプリンクラ設備等及び排煙設備の設置状況	令第百二十八条の三の二第一項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積	排水設備の能力	排煙機の能力
						排水設備の構造及び材料の種類	排煙機的能力

建築物 用される建築物		令第二章第三節に関する規定が適用される建築物		令第一百十二条第一項から第十三項までの規定が適用される建築物	
換気孔の位置 ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況		階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造 令第二十七条に規定する階段の設置状況		階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造	
耐力壁及び非耐力壁の位置 スプリンクラー設備等消火設備の配置 防火設備の種別 防火区画の位置及び面積		令第一百十二条第十二項及び第十三項に規定する区画に用いる壁の構造		令第一百十二条第十項に規定する外壁の位置及び構造	
		二面以上の断面図		各階平面図	
		二面以上の断面図		各階平面図	
		二面以上の断面図		各階平面図	

物		令第百十四 条に関する 規定が適用 される建築 物		令第百十五 条に関する 規定が適用	
の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備 の位置及び種別	給水管、配電管その他の管と令第百十二条第 十五項に規定する準耐火構造の防火区画との すき間を埋める材料の種別	二面以上の断面図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	二面以上の断面図
給水管、配電管その他の管と令第百十二条第 十五項に規定する準耐火構造の防火区画との すき間を埋める材料の種別	防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	二面以上の断面図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	二面以上の断面図
防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	小屋組の構造	二面以上の断面図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	二面以上の断面図
煙突の位置及び高さ	煙突の位置及び構造	二面以上の断面図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	二面以上の断面図

(十一)	(十二)	(十三)	(十八)				
法第四十三条に関する規定が適用される建築物	法第四十条に関する規定が適用される建築物	法第三十九条に関する規定が適用される建築物	法第三十七条に関する規定が適用される建築物				される建築物
付近見取図	法第四十条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	法第三十九条第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	使用建築材料表				二面以上の断面図
敷地の位置	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造又は建築設備に関する事項	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項	指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格、国土交通大臣の認定を受けたものである場合の認定番号	指定建築材料を使用する部分	建築物の基礎、主要構造部及び令第百四十四条の三に規定する部分に使用する指定建築材料の種別	煙突の位置及び構造

(十三)		(十二)				
法第四十四条に関する規定が適用される建築物		法第四十三条の二に関する規定が適用される建築物				
			法第四十三条第二項に関する規定が適用される建築物	法第四十三条第一項ただし書に関する規定が適用される建築物		
二面以上の断面図	付近見取図	法第四十三条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	法第四十三条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	法第四十三条第一項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	配置図	
	敷地境界線	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地が接する道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関する事項	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	敷地の道路に接する部分及びその長さ	隣地にある建築物の位置及び用途

(二十四)			
法第四十七條に關する規定が適用される建築物			
		法第四十四條第一項第二号から第四号までに關する規定が適用される建築物	
配置図		付近見取図	
申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 門又は塀の位置及び高さ		法第四十四條第一項第二号若しくは第四号の許可又は第三号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	
		敷地の位置 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 壁面線 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 門又は塀の位置及び高さ	
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 建築物の各部分の高さ 地盤面	
		当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に關する事項	

(二十五)											
		法第四十八条に関する規定が適用される建築物									
				法第四十七条ただし書に関する規定が適用される建築物							
工場・事業調書	危険物の数量表	配置図	付近見取図	二面以上の断面図							
				法第四十七条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書							
事業の種類	危険物の種類及び数量	用途地域の境界線	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	門又は塀の位置及び高さ	壁面線	建築物の各部分の高さ	地盤面	敷地境界線	

(二十九)		(二十八)	(二十七)	(二十六)	
法第五十一条に関する規定が適用される建築物		法第五十条に関する規定が適用される建築物	法第四十九条の二に関する規定が適用される建築物	法第四十九条に関する規定が適用される建築物	法第四十八条第一項から第十二項までのただし書に関する規定が適用される建築物
					法第四十八条第一項から第十二項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
配置図	付近見取図	法第五十条の規定に適合することの確認に必要な図書	法第四十九条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	法第四十九条第一項又は第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	当該条例で定められた制限に係る建築物の用途に関する事項	当該条例で定められた制限に係る建築物の用途に関する事項	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
都市計画において定められた法第五十一条に規定する建築物の敷地の位置					

		(三)			
		法第五十二条に関する規定が適用される建築物			
				法第五十一条ただし書に関する規定が適用される建築物	
		配置図	付近見取図	法第五十一条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	卸売市場等の用途に供する建築物調書
		指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	用途地域の境界線
		法第五十二条第十二項の壁面線等		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	第五十一条に規定する建築物の用途及び規模
		令第三百三十五条の十八に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造			都市計画区域の境界線

法第五十二 条第九項に 関する規定 が適用され る建築物		法第五十二 条第八項に 関する規定 が適用され る建築物			
法第五十二 条第九項に 関する規定 が適用され る建築物		道路に接して有効な部分の 配置図		敷地面積求積図	二面以上の断面図
法第五十二 条第九項に 関する規定 が適用され る建築物		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式		敷地境界線	地盤面
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式		法第五十二 条第八項に 関する規定 が適用され る建築物		敷地境界線	各階の床及び天井の高さ
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式		道路に接して有効な部分の面積及び位置		敷地境界線	敷地の床及び天井の高さ
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式		敷地内における工作物の位置		敷地境界線	敷地の床及び天井の高さ
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式		敷地の接する道路の位置		敷地境界線	敷地の床及び天井の高さ
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式		令第三百三十五 条の十六第三 項の表(イ)欄 に掲げる地域 の境界線		敷地境界線	敷地の床及び天井の高さ
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式		敷地境界線		敷地境界線	敷地の床及び天井の高さ
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式		前面道路及び前面道路が接続する法第五十二 条第九項の特定道路の位置及び幅員		敷地境界線	敷地の床及び天井の高さ

(計)								
法第五十三条に関する規定が適用される建築物								
							法第五十二 条第十項、 第十一項又 は第十四項 に関する規 定が適用さ れる建築物	
							法第五十二 条第十項、 第十 一項又は第十四項の許可の 内容に適合することの確認 に必要な図書	
耐火構造等の構造詳細図	建築面積求積図	敷地面積求積図	配置図	付近見取図				当該特定道路から敷地が接する前面道路の部 分の直近の端までの延長
主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸 法及び算定式	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式	防火地域の境界線	用途地域の境界線	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設 備又は用途に関する事項	

		(十二)			
		法第五十三條の二に関する規定が適用される建築物		法第五十三條第四項又は第五項第三号に関する規定が適用される建築物	
法第五十三條の二第一	法第五十三條の二第一項第三号又は第四号の許可の内	耐火構造等の構造詳細図	配置図	敷地面積求積図	付近見取図
法	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火地域の境界線	用途地域の境界線	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式	隣地にある建築物の位置及び用途 敷地の位置
当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		法		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

		(三)			
		法第五十四条に関する規定が適用される建築物			
				項第三号又は第四号に関する規定が適用される建築物	法第五十三条の二第三項に関する規定が適用される建築物
		付近見取図		容に適合することの確認に必要な図書	
		配置図		現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	
		用途地域の境界線		現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	
		都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線		敷地の位置	
		申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置		隣地にある建築物の位置及び用途	
		令第百三十五条の二十に掲げる建築物又はそ			

		(三十四)	
		法第五十五条に関する規定が適用される建築物	
法第五十五条第二項又は第三項第一号若しくは第二号に関する規定が適用され		付近見取図	
法第五十五条第二項の認定又は第三項第一号若しくは第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書		配置図	
		二面以上の断面図	
当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		用途地域の境界線	
		隣地にある建築物の位置及び用途	
		敷地の位置	
		用途地域の境界線	
		地盤面	
		建築物の各部分の高さ	
		用途地域の境界線	
		土地の高低	
		の部分の用途、高さ及び床面積	
		申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	

(三十五)									
法第五十六条に関する規定が適用される建築物									
付近見取図									
配置図									
敷地の位置									
隣地にある建築物の位置及び用途									
令第三百三十一条の二第一項に規定する街区の位置									
地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ									
地盤面の異なる区域の境界線									
法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離									
令第三百三十条の十二に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積									
法第五十六条第二項に規定する後退距離									
用途地域の境界線									
高層住居誘導地区の境界線									

法第五十六条第一項第二号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線	令第三百三十二条第一項若しくは第二項又は第三百三十四条第二項に規定する区域の境界線	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置	縮尺	地盤面	前面道路の路面の中心	地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ	令第三百三十五条の二第二項、令第三百三十五条の三第二項及び令第三百三十五条の四第二項の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置
--	--	---	---	-----------	------------	-------------------	-------------------------------------	---

高層住居誘導地区の境界線	用途地域の境界線	法第五十六条第二項に規定する後退距離	法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離	令第三百三十条の十二に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	地盤面の異なる区域の境界線	土地の高低	擁壁の位置	前面道路の中心線	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	法第五十六条第一項から第六項までに掲げる規定による建築物の各部分の高さの限度
--------------	----------	--------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------------	-------	-------	----------	--------------------	--

[illegible]

道路高さ制限適合建築物の 二面以上の立面図							
前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ	申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離	道路制限勾配が異なる地域等の境界線	令第三百三十二条又は第三百三十四条第二項に規定する区域の境界線	令第三百三十五条の九に規定する位置及び当該位置の間の距離	申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第三百三十五条の九に規定する位置ごとに算定した天空率（令第三百三十五条の五に規定する天空率）	縮尺	前面道路の路面の中心の高さ
前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高							

申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「道路高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表									
道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は十七センチメートル以上とする。	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ	令第三百三十五条の九に規定する位置からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ	土地の高低	擁壁の位置	令第三百三十五条の二第二項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ	さ		
水平投影面		道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角							
天空率									

道路高さ制限近接点における天空率算定求積図	申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算出するための算定式
隣地高さ制限適合建築物の配置図	縮尺
	敷地境界線
	敷地内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置
	擁壁の位置
	土地の高低
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離
	令第三百三十五条の七第一項第二号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの

[illegible]

高低差区分区域の境界線		申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ		申請に係る建築物と隣地高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「隣地高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表		隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は十センチメートル以上とする。）		隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空率算定求積図		北側高さ制限適合建築物の配置図	
令第百三十五条の十に規定する位置からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ		申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ		隣地高さ制限近接点から申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角		水平投影面		天空率		縮尺	

北側高さ制限適合建築物の 縮尺								
	敷地境界線	敷地内における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置	擁壁の位置	土地の高低	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ	北側制限高さが異なる地域の境界線	高低差区分区域の境界線
	令第三百三十五条の十一に規定する位置及び当該位置の間の距離	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について令第三百三十五条の十一に規定する位置ごとに算定した天空率						

二面以上の立面図							
申請に係る建築物と北側高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「北側高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表							
北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北							
地盤面	地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ	令第三百三十五条の四第二項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ	擁壁の位置	土地の高低	令第三百三十五条の十一に規定する位置からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の高さ	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ	北側高さ制限近接点から申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角
水平投影面							

(三六)					
法第五十六条の二に関する規定が適用される建築物					
		令第三百三十一条の第二項又は第三項に関する規定が適用される建築物			
配置図		付近見取図	令第三百三十一条の第二項又は第三項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	側高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は十センチメートル以上とする。）	北側高さ制限近接点における天空率算定求積図
地盤面の異なる区域の境界線	軒の高さ	建築物の各部分の高さ	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算出するための算定式
				当該認定に係る申請に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	天空率

日影図	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置並びに幅員
	建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離
	縮尺
	方位
	敷地境界線
	法第五十六条の二第一項の対象区域の境界線
	法別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線
	高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線
	日影時間の異なる区域の境界線
	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置並びに幅員
	敷地内における建築物の位置

平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離	法第五十六条の二第一項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの線（以下この表において「測定線」という。）	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から三十分ごとに午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から三十分ごとに午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から午後三時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から午後三時まで）の間に水平面に生じ
--------------------	-----------------------------	---	--	---	--

法第五十六 条の二第一	
法第五十六 条の二第一項 ただし書の許可の内容に適合	させる日影の等時間日影線 土地の高低 日影形状算定表 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算出するための算定式 二面以上の断面図 縮尺 地盤面 平均地盤面 地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ 各階の床及び天井の高さ 隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面 平均地盤面算出表 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算出するための算定式
当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

(三十八)		(三十七)							
物	法第五十七条の二に関する規定が適用される建築物	法第五十七条に関する規定が適用される建築物					項ただし書に関する規定が適用される建築物		
付近見取図		法第五十七条第一項の認定の内容に適合することの認定に必要な図書		二面以上の断面図		配置図	付近見取図	することの確認に必要な図書	
隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項					道路の位置	建築物の各部分の高さ	縮尺
敷地の位置		道路の位置		道路の位置		隣地にある建築物の位置及び用途			

(三十九)										
法第五十七条の四に関する規定が適用される建築物										
法第五十七 条の四第一 項ただし書 に関する規 定が適用さ れる建築物										
法第五十七条の四第一項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書										
配置図										
付近見取図										
配置図										
二面以上の断面図										
縮尺										
地盤面										
建築物の各部分の高さ										
土地の高低										
当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項										

(四十)				(四十一)			
法第五十七條の五に関する規定が適用される建築物				法第五十八條に関する規定が適用される建築物			
付近見取図		敷地面積求積図		付近見取図		敷地面積求積図	
配置図		敷地面積求積図		配置図		敷地面積求積図	
敷地の位置		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式		敷地の位置		敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式	
隣地にある建築物の位置及び用途		建築物の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式		隣地にある建築物の位置及び用途		建築物の敷地として使用することができる旨	
高層住居誘導地区の境界線		建築物の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式		敷地の位置		敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式	
地盤面の異なる区域の境界線		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式		敷地の位置		敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式	
高度地区の境界線		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式		敷地の位置		敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式	

(四十二)									
法第五十九条に関する規定が適用される建築物									
二面以上の断面図									
付近見取図									
配置図									
縮尺	地盤面	建築物の各部分の高さ	高度地区の境界線	土地の高低	敷地の位置	隣地にある建築物の位置及び用途	高度利用地区の境界線	高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置									

(四十四)							(四十二)	
法第六十条に関する規定が適用される建築物							法第五十九条の二に関する規定が適用される建築物	
							法第五十九条の二第一項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	
配置図							付近見取図	
							二面以上の断面図	
各階の床及び天井の高さ	建築物の各部分の高さ	地盤面	縮尺	国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	地盤面の異なる区域の境界線	隣地にある建築物の位置及び用途
								敷地の位置
								備又は用途に関する事項
								当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設
								当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設

		(四十五)			
		法第六十条の二に関する 規定が適用される建築物			
		敷地面積求積図		付近見取図	
		配置図			
特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	土地の高低	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式	敷地の位置	隣地にある建築物の位置及び用途
				都市再生特別地区の境界線	
				都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	
				申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	
				国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	

法第六十条 の第二項 第三号に關	二面以上の断面図						
	法第六十条の第二項第三 号の許可の内容に適合する ことの確認に必要な図書	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 及び算定式	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸 法及び算定式	縮尺 地盤面 建築物の各部分の高さ 都市再生特別地区に関する都市計画において 定められた壁面の位置の制限の位置 都市再生特別地区の境界線 土地の高低 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これ に類するものの位置	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設 備又は用途に関する事項

(四十六)		(四十七)			
法第六十一 条に関する 規定が適用 される建築 物		法第六十二 条に関する 規定が適用 される建築 物			
本文に關する規定が適用される建築物		ただし書に關する規定が適用される建築物		する規定が適用される建築物	
各階平面図		耐火構造等の構造詳細図		配置図	
開口部及び防火設備の位置		主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		令第三百三十六條の二第一号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置	
耐力壁及び非耐力壁の位置		主要構造部、軒裏並びに門又は塀の断面の構造、材料の種別		開口部及び防火設備の位置	
外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		令第三百三十六條の二第八号に規定する区画の位置		開口部及び防火設備の位置	

(四十九)		(四十八)								
法第六十四条に関する規定が適用される建築物		法第六十三条に関する規定が適用される建築物								
			第二項に関する規定が適用される建築物							
各階平面図		耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の構造詳細図	二面以上の立面図	配置図	耐火構造等の構造詳細図	二面以上の立面図	二面以上の断面図		
開口部及び防火設備の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	令第三十六條の二第二号に規定する開口部の面積	窓の位置及び面積		換気孔の位置及び面積

(五十二)		(五十二)			(五十一)			(五十)		
法第六十七條の二に関する規定が適用される建築物		法第六十七條に関する規定が適用される建築物			法第六十六條に関する規定が適用される建築物			法第六十五條に関する規定が適用される建築物		
配置図	付近見取図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	配置図	耐火構造等の構造詳細図	二面以上の立面図	配置図	耐火構造等の構造詳細図	配置図	耐火構造等の構造詳細図
特定防災街区整備地区に関する都市計画にお	特定防災街区整備地区の境界線	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火壁の位置	防火地域の境界線	看板等の材料の種別	看板等の高さ	外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	隣地境界線の位置
										防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法

						いて定められた壁面の位置の制限の位置	
						申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	
						敷地の接する防災都市計画施設の位置	
						申請に係る建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ	
						敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ	
						敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式	
						縮尺	
						建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度以内の部分の位置	
						建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分（建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の構造	
						敷地面積求積図	
						防災都市計画施設に面する方向の立面図	

法第六十七 条の二第三 項第二号、 第五項第二								
法第六十七 条の二第三 項第二号、 第五項第二 号又は第九 項第二号の 許可の内容に 適合すること の確認に必要	二面以上の断面図							
	耐火構造等の構造詳細図							
						</		

(五十四)			
		号又は第九 項第二号に 関する規定 が適用され る建築物	法第六十七 条の二第四 項に関する 規定が適用 される建築 物
		な図書	現に存する所有権その他の 権利に基づいて当該土地を 建築物の敷地として使用す ることができる旨を証する 書面
		付近見取図	配置図
		敷地の位置	隣地にある建築物の位置及び用途
		地盤面の異なる区域の境界線	景観地区の境界線
		景観地区に関する都市計画において定められ た壁面の位置の制限の位置	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の 位置

法第六十八 条第一項第 二号、第二 項第二号若 しくは第三 項第二号又 は第五項に 関する規定 が適用され る建築物	二面以上の断面図	
	敷地面積求積図	
	法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号の許可又は第五項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	
当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	縮尺	
	地盤面	
	建築物の各部分の高さ	
	土地の高低	
	景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	

(五十九)	(五十八)	(五十七)	(五十六)	(五十五)	
法第六十八條の五の四に 関する規定が適用される 物	法第六十八條の五の二に 関する規定が適用される 建築物	法第六十八條の四に 関する規定が適用される 建築物	法第六十八條の三に 関する規定が適用される 建築物	法第六十八條の二に 関する規定が適用される 建築物	法第六十八 條第四項に 関する規定 が適用され る建築物
法第六十八條の五の四第一 項又は第二項の認定の内容	法第六十八條の五の二第二 項の許可の内容に適合する ことの確認に必要な図書	法第六十八條の四の認定の 内容に適合することの確認 に必要な図書	法第六十八條の三第一項、 第二項若しくは第三項の認 定又は第四項の許可の内容 に適合することの確認に必 要な図書	法第六十八條の二第一項の 規定に適合することの確認 に必要な図書	現に存する所有権その他の 権利に基づいて当該土地を 建築物の敷地として使用す ることができ旨を証する 書面
当該認定に係る建築物の敷地、 構造、建築設備又は用途に 関する事項	当該許可に係る建築物の敷地、 構造、建築設備又は用途に 関する事項	当該認定に係る建築物の敷地、 構造、建築設備又は用途に 関する事項	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、 構造、建築設備又は用途に 関する事項	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷 地、構造、建築設備又は用途に関する事項	現に存する所有権その他の権利に基づいて当 該土地を建築物の敷地として使用することが でき旨

(六三)				(六二)	(六一)	(六十)	
建築物 法第八十四条の二に関する規定が適用される建築物				建築物 法第六十八条の九に関する規定が適用される建築物	建築物 法第六十八条の七に関する規定が適用される建築物	建築物 法第六十八条の五の五に関する規定が適用される建築物	建築物
配置図 各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図				法第六十八条の九第一項又は第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	法第六十八条の七第五項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第六十八条の五の五の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	に適合することの確認に必要な図書
敷地境界線の位置 壁及び開口部の位置 延焼のおそれのある部分 常時開放されている開口部の位置 塀その他これに類するものの高さ及び材料の種類別				当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

	(六十四)	(六十五)	(六十六)	(六十七)
	法第八十五条に関する規定が適用される建築物	法第八十五条の二に関する規定が適用される建築物	法第八十五条の三に関する規定が適用される建築物	法第八十六条に関する規定が適用される建築物
耐火構造等の構造詳細図	法第八十五条第五項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	景観法第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定されていることの確認に必要な図書	文化財保護法第四百三条第一項後段に規定する条例の内容に適合することの確認に必要な図書	法第八十六条第一項若しくは第二項の認定又は法第三項若しくは第四項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種類	令第百三十六条の十第三号ハに規定する屋根の構造	仮設建築物の許可の内容に関する事項	景観重要建造物としての指定の内容に関する事項	当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項
			当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

(六十八)	(六十九)	(七十)	(七十一)
法第八十六条の二に関する規定が適用される建築物	法第八十六条の四に関する規定が適用される建築物	法第八十六条の六に関する規定が適用される建築物	法第八十六条の七に関する規定が適用される建築物
法第八十六条の二第一項の認定又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第八十六条第一項、第二項、第三項若しくは第四項又は法第八十六条の二第一項、第二項若しくは第三項の認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第八十六条の六第二項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	既存不適格調書
当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	既存建築物の基準時に関する事項
	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法		令第三百三十七条の二第一号イに規定する構造方法の内容に関する事項
			令第三百三十七条の二に関する規定

が適用される建築物		令第三百三十七條の三に関する規定が適用される建築物		令第三百三十七條の四の三が適用される建築物	
面積表		面積表		各階平面図 二面以上の断面図 面積表	
基準時における延べ面積	増築又は改築に係る部分の床面積	増築又は改築に係る部分の床面積	積 基準時以後の増築又は改築に係る部分の床面積	石綿が添加されている部分 石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置 基準時における延べ面積	増築又は改築に係る部分の床面積

令第三百三十 七条の十一 に関する規		令第三百三十 七条の十に 関する規定 が適用され る建築物		令第三百三十 七条の九に 関する規定 が適用され る建築物		関する規定 が適用され る建築物	
耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		面積表			
増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		延べ面積及び建築面積		増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積	
増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		改築に係る部分の床面積		増築又は改築後における当該建築物の床面積	
増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		延べ面積及び建築面積		増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積	
増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築後における当該建築物の床面積		増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積	
増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築後における当該建築物の床面積		増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積	

(七三)	(七二)					
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条	法第八十六条の九第二項に関する規定が適用される建築物	令第三百三十七条の十四に関する規定が適用される建築物			令第三百三十七条の十二に関する規定が適用される建築物	定が適用される建築物
		耐火構造等の構造詳細図	二面以上の断面図	各階平面図	各階平面図	面積表
消防法第九条の条例の規定に適合することの確認に必	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	耐火構造等の構造詳細図	二面以上の断面図	各階平面図	各階平面図	面積表
当該条例で定められた対象火気設備等の位置、構造及び管理に係る事項	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	令第三百三十七条の十四第一号に規定する構造方法	防火設備の位置	石綿が添加されている部分	基準時における延べ面積 基準時以後の増築又は改築に係る部分の床面積

(七十五)							(七十四)	
消防法第十五条に関する規定が適用される建築物							消防法第九条の二に関する規定が適用される建築物	に関する規定が適用される建築物
各階平面図							各階平面図	要な図書
造	特定防火設備の位置						住宅用防災機器の位置及び種類	当該条例で定められた火災の予防のために必要な事項
	消火設備の位置							
	映写機用排気筒及び室内換気筒の位置							
	格納庫の位置							
	映写室の寸法							
	映写室の出入口の幅							
	映写室である旨を表示した標識及び防火に關し必要な事項を掲示した掲示板の位置及び構造							

(七六)		(七七)	
消防法第十七条に関する規定が適用される建築物		屋外広告物法（昭和二十四 年法律第八十九号） 第三条（公告物の表示及び 公告物を掲出する物件の 設置の禁止又は制限に係 る部分に限る。）に関する	
二面以上の断面図	構造詳細図	各階平面図	消防用設備の構造詳細図
		消防法第十七条第二項の条 例の規定に適合することの 確認に必要な図書	消防法第十七条第三項の認 定の内容に適合することの 確認に必要な図書
			屋外広告物法第三条第一項 、第二項又は第三項の条例 の規定に適合することの確 認に必要な図書
映写室の天井の高さ	映写室の出入口の高さ	映写室の壁、柱、床及び天井の断面の構造、 材料の種別及び寸法	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
		消防用設備等の構造	消防用設備等の位置
	</		

	(七十八)	(七十九)	(八十)	(八十一)
規定が適用される建築物	屋外広告物法第四条（公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）に関する規定が適用される建築物	屋外広告物法第五条（公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）に関する規定が適用される建築物	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項に関する規定が適用される建築物	駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条に関する規定が適用される建築物
	屋外広告物法第四条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	屋外広告物法第五条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	港湾法第四十条第一項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	駐車場法第二十条第一項又は第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書
	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項	当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項	当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項

(八十二)	(八十三)	(八十四)	(八十五)	(八十六)	(八十七)
宅地造成等規制法（昭和三十一年法律第九十一号）第八条第一項に関する規定が適用される建築物	宅地造成等規制法第十二条第一項に関する規定が適用される建築物	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第五条第一項に関する規定が適用される建築物	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条に関する規定が適用される建築物	都市計画法第三十五条の二第一項に関する規定が適用される建築物	都市計画法第四十一条第一項
宅地造成等規制法第八條第一項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第十二條第一項の規定に適合していることを証する書面	流通業務市街地の整備に関する法律第五條第一項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第二十九條第一項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第三十五條の二第一項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第四十一条第二項
宅地造成等規制法第八條第一項の規定に適合していること	宅地造成等規制法第十二條第一項の規定に適合していること	流通業務市街地の整備に関する法律第五條第一項の規定に適合していること	都市計画法第二十九條第一項の規定に適合していること	都市計画法第三十五條の二第一項の規定に適合していること	都市計画法第四十一条第二項の規定に適合し

二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関する規定が適用される建築物	都市計画法第四十二条（同法第五十三条第二項及び附則第五項において準用する場合を含む。）に関する規定が適用される建築物	都市計画法第四十三条第一項に関する規定が適用される建築物	都市計画法第五十三条第一項に関する規定が適用される建築物	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に関する規定が適用
項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第四十二条の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第五十三条第一項ただし書の許可を受けたことの確認に必要な図書	構造詳細図
ていること	都市計画法第四十二条の規定に適合していること	都市計画法第四十三条第一項の規定に適合していること	都市計画法第五十三条第一項の規定に適合していること	窓及び出入口の構造 排気口、給気口、排気筒及び給気筒の構造

	(九十二)	(九十三)	(九十四)
用される建築物	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五条第二項及び第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)に関する規定が適用される建築物	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第五条第四項に関する規定が適用される建築物	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十四条に関する規定が適用される建築物
	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五条第二項ただし書の許可を受けたことの確認に必要な図書	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第五条第四項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	配置図
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五条第二項の規定に適合していること	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十六条に規定する敷地内の通路の構造	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造 車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法

各階平面図

客室の数	移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置	車いす使用者用客室及び案内所の位置	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第六号及び第十九条に規定する標識の位置	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第一項に規定する案内板その他の設備の位置	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する設備の位置	移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造	車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造
------	----------------------------	-------------------	--	--	---	------------------------------	---------------------------------	----------------------

(九十八)		(九十七)	(九十六)	(九十五)	
令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により法第二条第九号の二イ(2)に該当するものであることを確かめた主要構		都市緑地法第三十九条第一項に関する規定が適用される建築物	都市緑地法第三十六条に関する規定が適用される建築物	都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条に関する規定が適用される建築物	
耐火構造等の構造詳細図	各階平面図		都市緑地法第三十六条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第三十五条の規定に適合していることを証する書面	
	防火設備の種別	開口部の位置及び寸法	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項	都市緑地法第三十五条の規定に適合していること	高齡者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条に規定する便所の位置及び構造 階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造
主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸			都市緑地法第三十六条の規定に適合していること	都市緑地法第三十五条の規定に適合していること	

(九十九)									造部のある建築物
令第百二十九条の二第一項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階の									
耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	発熱量計算書	防火区画検証法により検証した際の計算書	耐火性能検証法により検証した際の計算書			使用建築材料表		
法	耐力壁及び非耐力壁の位置	令第百八条の三第二項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒間当たりの発熱量	令第百八条の三第五項第二号に規定する保有遮炎時間	令第百八条の三第二項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法	令第百八条の三第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法	令第百八条の三第二項第一号に規定する火災の継続時間及びその算出方法	令第百八条の三第二項第一号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量	法	

室内仕上げ表	階避難安全検証法により検証した際の平面図	階避難安全検証法により検証した際の計算書
--------	----------------------	----------------------

(百)									
令第百二十九条の二の二 第一項の全館避難安全検 証法により全館避難安全 性能を有することを確か めた建築物									
階煙降下時間及びその算出方法	各階平面図		耐火構造等の構造詳細図		室内仕上げ表		全館避難安全検証法により 検証した際の平面図		全館避難安全検証法により 検証した際の計算書
	耐力壁及び非耐力壁の位置	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	令第百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	防火区画の位置及び面積	居室の出口の幅	各階の天井の高さ	各室の用途	在館者密度	各室の用途に応じた発熱量
令第百二十九条の二第三項第二号に規定する 居室避難時間及びその算出方法									

表三

(-)									
保有水平耐力計算を適用する建築物		(い)							
共通事項									
構造計算チェックリスト	別記第三号の二様式に定める構造計算概要書	図書の書類	(ろ)						
プログラムを用いて構造計算を行う場合にあっては、建築物と当該プログラムの適用範囲	別記第三号の二様式に定める事項	明示すべき事項		居室煙降下時間及びその算出方法					
				令第二百二十九条の二第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法					
				令第二百二十九条の二第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法					
				令第二百二十九条の二の二第三項第二号に規定する全館避難時間及びその算出方法					
				令第二百二十九条の二の二第三項第三号に規定する全館煙降下時間及びその算出方法					

	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度及び基礎の許容支持力の数値並びにそれらの算出方法	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容	略伏図	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容	略軸組図	すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において用いた設定値 すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において用いた設定値
--	---	-------------------------	--	------------	--	-------------	---

部材断面表		荷重・外力計算書							応力計算書（応力図及び基
各階、すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置		固定荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	地震力の数値及びその算出方法	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びその算出方法	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を									

礎反力図)	含む。)に生ずる力の数値及びその算出方法(非構造部材の影響の取扱いを含む。)	別記第三号の四様式に定める事項(応力図)	柱が負担するせん断力及びその分担率、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率	別記第三号の五様式に定める事項(基礎反力図)	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様の概要、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断それぞれの応力度、	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断それぞれの許容応力度	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を
断面計算書								

令第八十二 条の二の規 定関係	層間変形角計算書		使用上の支障に関する計算書		基礎ぐい等計算書	含む。）の応力度と許容応力度の比率
	層間変形角計算結果一覧表		令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書		基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	
令第八十二	保有水平耐力計算書	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）	各階及び各方向の層間変形角の算出方法	地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法	層間変位の計算に用いる地震力	別記第三号の六様式に定める事項（断面検定比図）
	保有水平耐力計算に用いる地震力		各階及び各方向の層間変形角			

条の三の規定関係

保有水平耐力計算結果一覧表					
各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法	令第八十二条の三第二号に規定する各階の構造特性を表す D_s （以下この表において「 D_s 」という。）の算出方法	令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表す F_{es} （以下この表において「 F_{es} 」という。）の算出方法	各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布
各階の架構に生ずる崩壊形					
保有水平耐力、 D_s 、 F_{es} 及び必要保有水平耐力					

(二)			
限界耐力計算を適用する建築物（令第八十二条の五の規定関係）			
使用構造材料一覧表	構造計算チェックリスト	別記第三号の三様式に定める構造計算概要書	屋根ふき材等計算書 応力計算書 荷重・外力計算書
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該規格）及び使	プログラムを用いて構造計算を行う場合にあつては、建築物と当該プログラムの適用範囲との関係	別記第三号の三様式に定める事項	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法
		法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあつては、その使用位置、形状、寸法及び当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値、認定番号	
		びにそれらの算出方法	

基礎・地盤説明書		用部位			
		使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法			
		法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあつては、その使用位置、形状、寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値、認定番号			
		地盤調査方法及びその結果			
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置			
		地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）			
		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別			
		構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値			

	特別な調査又は研究の結果等説明書		略伏図	略軸組図	部材断面表
地盤の許容応力度及び基礎の許容支持力の数値並びにそれらの算出方法	法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その使用条件及び内容	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容	各階の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において用いた設定値	すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において用いた設定値	各階、すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置

荷重・外力計算書

固定荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	地震力（令第八十二条の五第三号ハに係る部分）の数値及びその算出方法	地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法	表層地盤による加速度の増幅率 G_s の数値及びその算出方法	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びその算出方法	略伏図上にそれぞれ記載した特殊な荷重の分
-----------------	------------------------------	---	-----------------	----------------	-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	----------------------

		の許容応力度	
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率	
		別記第三号の六様式に定める事項（断面検定比図）	
積雪・暴風時耐力計算書		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法	
積雪・暴風時耐力計算結果一覧表		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の耐力の数値及びその算出方法	
損傷限界に関する計算書		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力及び耐力並びにその比率	
		各階及び各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法	
		建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法	
		建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法	

				表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法	
				各階及び各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法	
				令第八十二条の五第三号ハに規定する地震力及び損傷限界耐力	
				損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合	
				損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）	
安全限界に関する計算書				各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法	
				建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法	
				建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法	

安全限界に関する計算結果一覧表					
各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法	表層地盤による加速度の増幅率 G_s の数値及びその算出方法	各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合
各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては三十分の一）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることが					

表層地盤による加速度の増幅率G_sの数値を精 算法で算出する場合にあつては、工学的基盤 の条件	構造特性係数、令第八十二条の第五号ハに 規定する地震力及び保有水平耐力	各方向すべての軸組の安全限界変形時におけ る構造耐力上主要な部分である部材（接合部 を含む。）に生ずる力の分布	各方向すべての軸組の安全限界変形時におけ る構造耐力上主要な部分である部材（接合部 を含む。）に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発 生状況	各方向すべての軸組の保有水平耐力時におけ る構造耐力上主要な部分である部材（接合部 を含む。）に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発 生状況	各階の保有水平耐力を増分解析により計算す る場合において、建築物の各方向それぞれに おける重心位置に作用するせん断力と層間変
---	--	--	---	---	---

(三)							
許容応力度等計算を適用する建築物							
共通事項							
基礎ぐい等計算書	使用上の支障に関する計算書	屋根ふき材等計算書	土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書	別記第三号の二様式に定める構造計算概要書	構造計算チェックリスト	使用構造材料一覧表	
形角の関係	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	令第八十二条の五第七号に規定する構造計算の計算書	令第八十二条の五第八号に規定する構造計算の計算書	別記第三号の二様式に定める事項	プログラムを用いて構造計算を行う場合にあつては、建築物と当該プログラムの適用範囲との関係	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位

令第八十二 条各号の規 定関係			
基礎・地盤説明書			
使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法	法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあつては、その使用位置、形状、寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値、認定番号	地盤調査方法及びその結果	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置
		地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別
			構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値
地盤の許容応力度及び基礎の許容支持力の数			

	値並びにそれらの算出方法
特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容
略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において用いた設定値
略軸組図	すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において用いた設定値
部材断面表	各階、すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置
荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法

各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	地震力の数値及びその算出方法	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びその算出方法	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法（非構造部材の影響の取扱いを含む。）	別記第三号の四様式に定める事項（応力図）	柱が負担するせん断力及びその分担率、耐力
-------------------------------------	--	------------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------------------------	--------------------------	---	-----------------------------	-----------------------------

	断面計算書	壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 別記第三号の五様式に定める事項（基礎反力図） 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様の概要、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断それぞれの応力度、 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断それぞれの許容応力度 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率 別記第三号の六様式に定める事項（断面検定比図）
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上

令第八十二条の二の規定関係				令第八十二条の四の規定関係					
層間変形角計算書		使用上の支障に関する計算書		層間変形角計算表		使用構造材料一覧表			
主要な部分である部材に関する構造計算の計算書		令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書		層間変位の計算に用いる地震力		地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法		各階及び各方向の層間変形角の算出方法	
						各階及び各方向の層間変形角		損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）	
								屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位	
								使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法	

									令第八十二条の六の規定関係
									剛性率・偏心率等計算書
									荷重・外力計算書
									応力計算書
									屋根ふき材等計算書
									法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあつては、その使用位置、形状、寸法及び当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値、認定番号
									風圧力の数値及びその算出方法
									屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
									令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書
									各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法
									各階及び各方向の剛性率の算出方法
									各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法
									各階及び各方向の偏心率の算出方法
									令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土

		(四)			
		令第八十二 条各号及び 令第八十二 条の四に定 めるところ による構造 計算を適用 する建築物			
		共通事項			
		剛性率・偏心率等計算結果 一覧表			
		別記第三号の二様式に定め る構造計算概要書			
		構造計算チェックリスト			
		使用構造材料一覧表			
		交通大臣が定める基準による計算の根拠			
		各階の剛性率及び偏心率			
		令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土 交通大臣が定める基準に適合していること			
		別記第三号の二様式に定める事項			
		プログラムを用いて構造計算を行う場合に あつては、建築物と当該プログラムの適用範囲 との関係			
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を 含む。）に使用されるすべての材料の種別（ 規格がある場合にあつては当該規格）及び使 用部位			
		使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並 びにそれらの算出方法			
		法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の 認定を受けた建築材料である場合にあっては 、その使用位置、形状、寸法、当該構造計算 において用いた許容応力度及び材料強度の数			

				略伏図	略軸組図	部材断面表	荷重・外力計算書	容
が行われている場合にあつては、その検討内容				各階の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において用いた設定値	すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において用いた設定値	各階、すべての通り（構面）の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法	

断面計算書	応力計算書（応力図及び基礎反力図）							
	別記第三号の五様式に定める事項（基礎反力図）	柱が負担するせん断力及びその分担率、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率	別記第三号の四様式に定める事項（応力図）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法（非構造部材の影響の取扱いを含む。）	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びその算出方法	地震力の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法
積雪荷重の数値及びその算出方法								
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面								

令第百八十二 条の四の規							
	使用構造材料一覧表	使用上の支障に関する計算書	基礎ぐい等計算書				
	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある	令第百八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	別記第三号の六様式に定める事項（断面検定比図）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断それぞれの許容応力度	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断それぞれの応力度、 の仕様の概要、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向

二 建築物の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加等を行うこと。					定関係			
一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すこと。	構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。		屋根ふき材等計算書	応力計算書	荷重・外力計算書			
	書						場合にあつては当該規格）及び使用部位	
	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算							使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法
		風圧力の数値及びその算出方法						
		屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法						

表四

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	
プログラムを法第二十条第二号イ及び第三号イに規定	構造方法を法第二十条第一号に規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を法第二十条第九号の二に規定する認定を受けたものとする建築物	建築材料を法第二十条第九号に規定する認定を受けたものとする建築物	建築物の外壁又は軒裏の構造を法第二十条第八号に規定する認定を受けたものとする建築物	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第二十条第七号の二に規定する認定を受けたものとする建築物	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第二十条第七号に規定する認定を受けたものとする建築物	(イ)
法第二十条第二号イ及び第三号イに係る認定	法第二十条第一号に係る認定書の写し	法第二十条第九号の二に係る認定書の写し	法第二十条第九号に係る認定書の写し	法第二十条第八号に係る認定書の写し	法第二十条第七号の二に係る認定書の写し	法第二十条第七号に係る認定書の写し	(ロ)

	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)
する認定を受けたものとする建築物	屋根の構造を法第二十二條第一項に規定する認定を受けたものとする建築物	外壁で延焼のおそれのある部分の構造を法第二十三條に規定する認定を受けたものとする建築物	建築物を法第二十八條の二第二号に規定する認定を受けたものとする建築物	界壁を法第三十條に規定する認定を受けたものとする建築物	建築物を法第三十七條第二号に規定する認定を受けたものとする建築物	屋根の構造を法第六十三條に規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を法第六十四條に規定する認定を受けたものとする建築物	建築材料を令第一条第五号に規定する認定を受けたものとする建築物
書の写し	法第二十二條第一項に係る認定書の写し	法第二十三條に係る認定書の写し	法第二十八條の二第二号に係る認定書の写し	法第三十條に係る認定書の写し	法第三十七條第二号に係る認定書の写し	法第六十三條に係る認定書の写し	法第六十四條に係る認定書の写し	令第一条第五号に係る認定書の写し

(十六)	建築材料を令第一条第六号に規定する認定を受けたものとする建築物	令第一条第六号に係る認定書の写し
(十七)	居室を令第二十条の七第一項第二号の表に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二十条の七第一項第二号の表に係る認定書の写し
(十八)	建築材料を令第二十条の七第二項に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二十条の七第二項に係る認定書の写し
(十九)	建築材料を令第二十条の七第三項に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二十条の七第三項に係る認定書の写し
(二十)	建築材料を令第二十条の七第四項に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二十条の七第四項に係る認定書の写し
(二十一)	住宅等の居室又はその他の居室を令第二十条の八第二項に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二十条の八第二項に係る認定書の写し
(二十二)	居室を令第二十条の九に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二十条の九に係る認定書の写し
(二十三)	床の構造を令第二十二条に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二十二条に係る認定書の写し
(二十四)	外壁、床及び屋根又はこれらの部分を令第二十二条の二第二号口に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二十二条の二第二号口に係る認定書の写し

(二五)	軸組を令第四十六条第四項の表一の(ハ)項に規定する認定を受けたものとする建築物	(二六)	構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第六十七条第一項に規定する認定を受けたものとする建築物	(二七)	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第六十七条第二項に規定する認定を受けたものとする建築物	(二八)	高力ボルト接合を令第六十八条第三項に規定する認定を受けたものとする建築物	(二九)	令第七十条に規定する国土交通大臣が定める場合において、当該建築物の柱の構造を令第七十条に規定する認定を受けたものとする建築物	(三〇)	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを令第七十九条第二項に規定する認定を受けたものとする建築物	(三一)	鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを令第七十九条の三第二項に規定する認定を受けたものとする建築物	(三二)	令第一百八条の三第一項第二号に規定する認定を受けた
	令第四十六条第四項の表一の(ハ)項に係る認定書の写し		令第六十七条第一項に係る認定書の写し		令第六十七条第二項に係る認定書の写し		令第六十八条第三項に係る認定書の写し		令第七十条に係る認定書の写し		令第七十九条第二項に係る認定書の写し		令第七十九条の三第二項に係る認定書の写し		令第一百八条の三第一項第二号に係る認定書の

	(三三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)
主要構造部のある建築物	令第百八条の三第四項に規定する認定を受けた防火設備のある建築物	屋根の延焼のおそれのある部分の構造を令第百九条の三第一号に規定する認定を受けたものとする建築物	床又はその直下の天井の構造を令第百九条の三第二号ハに規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第一項に規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第十四項第一号に規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第十四項第二号に規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第十六項に規定する認定を受けたものとする建築物	屋根の構造を令第百十三条第一項第三号に規定する認定を受けたものとする建築物
写し	令第百八条の三第四項に係る認定書の写し	令第百九条の三第一号に係る認定書の写し	令第百九条の三第二号ハに係る認定書の写し	令第百十二条第一項に係る認定書の写し	令第百十二条第十四項第一号に係る認定書の写し	令第百十二条第十四項第二号に係る認定書の写し	令第百十二条第十六項に係る認定書の写し	令第百十三条第一項第三号に係る認定書の写し

(四十一)	防火設備を令第一百四十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第一百十二条第十六項に規定する認定を受けたものとする建築物	令第一百四十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第一百十二条第十六項に係る認定書の写し
(四十二)	煙突の周囲にある建築物の部分令第一百五十一条第三号口に規定する認定を受けたものとする建築物	令第一百五十一条第三号口に係る認定書の写し
(四十三)	床の構造を令第一百五十二条第二項第四号に規定する認定を受けたものとする建築物	令第一百五十二条第二項第四号に係る認定書の写し
(四十四)	壁、柱、はり及び屋根の軒裏の構造を令第一百五十二条第二項第一号に規定する認定を受けたものとする建築物	令第一百五十二条第二項第一号に係る認定書の写し
(四十五)	ひさしその他これに類するものの構造を令第一百五十二条第二項第四号ハに規定する認定を受けたものとする建築物	令第一百五十二条第二項第四号ハに係る認定書の写し
(四十六)	防火設備を令第二百二十六条第二項に規定する認定を受けたものとする建築物	令第二百二十六条第二項に係る認定書の写し
(四十七)	令第二百二十九条第二項に規定する認定を受けた階のある建築物	令第二百二十九条第二項に係る認定書の写し
(四十八)	令第二百二十九条第二項に規定する認定を受けた建築物	令第二百二十九条第二項に係る認定書の写し

表五

(一)		(五十三)	(五十二)	(五十一)	(五十)	(四十九)
主要構造部を法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする建築物（令第百八条の三第一項第一号に該当するものに限る。）	(い)	構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第八条の三に規定する認定を受けたものとする建築物	第一条の三第一項に規定する認定を受けた建築物又は建築物の部分第一条の三第一項に規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第四百四十五条第一項第二号に規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第三百三十六条の二第一号に規定する認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第二百二十九条の十三の二第三号に規定する認定を受けたものとする建築物
一 令第百八条の三第一項第一号の耐火性能 二 当該建築物の開口部が令第百八条の三第 四項の防火区画検証法により検証をしたも	(ろ)	第八条の三に係る認定書の写し	第一条の三第一項に係る認定書の写し	令第四百四十五条第一項第二号に係る認定書の写し	令第三百三十六条の二第一号に係る認定書の写し	令第二百二十九条の十三の二第三号に係る認定書の写し

	(二)	令第三十八条第四項、令第四十三条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号ハ、同条第三項、令第四十八条第一項第二号ただし書、令第五十一条第一項ただし書、令第六十二条の八ただし書又は令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算をした建築物	のである場合に於ては、当該検証をした際の計算書
	(三)	令第七十条に規定する国土交通大臣が定める場合に該当しないとする建築物	一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書
	(四)	令第二百二十九条の二第一項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階のある建築物	令第二百二十九条の二第一項の階避難安全検証法により検証をした際の計算書
	(五)	令第二百二十九条の二の二第一項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物	令第二百二十九条の二の二第一項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算書

2 法第八十六条の七各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様様替（以下「増築等」という。）をする建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項の表一(イ)項に

掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。

3 法第八十六条の八第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は同条第三項の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 第一項第一号イ及びロに規定する図書

ロ 申請に係る建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備に該当する場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書

(1) 次の表一の(i)欄各項に掲げる規定が適用される建築設備 当該各項に掲げる図書でこれらの項に

掲げる明示すべき事項を記載したもの

(2) 次の表二の(イ)欄各項に掲げる規定に基づく認定を受けたものとする建築設備 当該各項に掲げる
図書を添えたもの

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三 別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した
書類

四 確認の申請を代理者に委任する場合にあつては、委任状

五 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し

六 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士により構造計算によつてその安全性を確
かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

表一

(イ)	
(ロ)	
図書の書類	明示すべき事項

(一) 法第二十八条第二項から第四項までに關する規定が適用される換氣設備							
各階平面図							
二面以上の断面図							
換氣設備の仕様書							
換氣設備の構造詳細図							
居室に設ける換氣のための窓その他の開口部の位置及び面積							
給氣機又は給氣口の位置							
排氣機若しくは排氣口、排氣筒又は煙突の位置							
かまど、こんろその他設備器具の位置及び種別並びに發熱量							
火を使用する室に關する換氣経路							
給氣機又は給氣口の位置							
排氣機若しくは排氣口、排氣筒又は煙突の位置							
中央管理方式の空氣調和設備の有効換氣量							
排氣筒の立上り部分及び頂部の構造							
給氣機の外氣取り入れ口、給氣口及び排氣口並びに排氣筒の頂部に設ける、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防							

換気設備の使用材料表	中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書			給気口及び排気口の有効開口面積を算定した際の計算書			
	風道に用いる材料の種別	換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算定方法	中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算定方法	給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ	排気筒の有効断面積	給気口及び排気口の有効開口面積及びその算定方法	給気口及び排気口の有効開口面積及びその算定方法 中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造 直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造 ぐための設備の構造

(二)									
法第三十一条第一項に関する規定が適用される便所									
配置図		各階平面図		便所の構造詳細図					
排水ます及び公共下水道の位置		くみ取便所の便槽及び井戸の位置		便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造					
屎尿に接するくみ取便所の部分		便槽の構造		便器及び小便器から便槽までの污水管の構造		水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造			
便槽の種類及び構造		改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造		くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置					

(三)									
法第三十一条第二項に関する規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽（以下この項において「浄化槽」という。）									
浄化槽の仕様書	配置図	井戸の使用材料表	井戸の断面図	便所の使用材料表		便所の断面図		くみ取便所のくみ取口の位置及び構造	
浄化槽の処理対象人員及びその算定方法	浄化槽の汚物処理性能	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	令第三十四条ただし書きの適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分	令第三十四条ただし書きの適用に係る井戸の構造	分 耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分	便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種別	污水の温度の低下を防止するための措置	改良便槽の貯留槽の構造	

(五)							(四)	
法第三十三条に関する規定 が適用される避雷設備							法第三十二条に関する規定 が適用される電気設備	
付近見取図	電気設備の構造詳細図			各階平面図			浄化槽の構造詳細図	
建築物の周囲の状況	ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造	予備電源の容量及びその算出方法	予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況	常用の電源及び予備電源の種類及び構造	受電設備の電気配線の状況	非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置	常用の電源及び予備電源の種類及び位置	浄化槽の構造
								浄化槽の処理方式

(六)											
法第三十四条第一項に関する規定が適用される昇降機											
昇降機の構造詳細図	各階平面図	避雷設備の使用材料表					避雷設備の構造詳細図	小屋伏図	二面以上の立面図		
昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置	腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分	接地極の位置及び構造	受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造	日本工業規格A四二〇一―一九九二又は日本工業規格A四二〇一―二〇〇三の別	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	受雷部システムの配置	受雷部システムの配置	雷撃から保護される範囲	建築物の高さ二十メートルを超える部分	

(八)							(七)
法第三十五条 条に関する 規定が適用 される建築 設備							法第三十四条第二項に關する規定が適用される非常用の昇降機
令第五章第三 節に関する規 定が適用され る排煙設備							
各階平面図							配置図
敷地内における避難通路の位置及び幅員							非常用の昇降機の位置
令第一百六条の二第一項第二号に該当する窓 その他の開口部の位置							
防火区画及び令第二百二十六条の二第一項に規定する防煙壁による区画の位置							
排煙口の位置							
排煙風道の配置							
排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置							
排煙口の開口面積又は排煙機の位置							
法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積が千平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置							

使用建築材料表	二面以上の断面図				床面積求積図					
建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕	面積	給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積	給気口の位置	排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	排煙口に設ける手動開放装置の位置	防火区画及び令第百二十六条の二第一項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式	給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部（排煙口を除く。）に設ける戸の構造	給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）及び直通階段の位置	不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置	予備電源の位置

[illegible]

(九)											
法第三十六											
令第二百二十九	令第五章第六節に關する規定が適用される非常用の照明装置、排煙設備及び排水設備										
各階平面図	細図 非常用の排水設備の構造詳	地下道の床面積求積図	細図 非常用の排煙設備の構造詳				細図 非常用の照明装置の構造詳				細図
エレベーターの機械室に設ける換氣上有効な	排水設備の能力	排水設備の構造及び材料の種別	及び算定式 床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法	排煙機の能力	排煙口の手動開放装置の構造及び位置	排煙設備の構造、配置及び材料の種別	垂れ壁の材料の種別	地下道の床面積	照明器具の位置及び材料の種別	照明設備の構造	照度

条に関する規定が適用される建築設備		条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第二百二十九条の四から第二百二十九条の十一までに關する規定が適用されるエレベーター	
開口部又は換気設備の位置	エレベーターの機械室の出入口の構造	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造
エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員（乗用エレベーター及び寝台エレベーターに限る。）	昇降行程	エレベーターのかごの定格速度
エレベーターの仕様書	エレベーターのかごの構造	エレベーターの構造詳細図	エレベーターの構造詳細図
エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造	エレベーターのかごの構造	エレベーターの構造詳細図

エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図							
エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離	エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先昇降路壁との水平距離（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	エレベーターの安全装置の位置及び構造	エレベーターの制御器の構造	エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法	非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造

エレベーターの使用材料表	エレベーターの強度検証法により検証した際の計算書			エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			
	エレベーターの荷重を算定した際の計算書			固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力	主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度	独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度
	エレベーターの各部の固定荷重			エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			
	エレベーターのかごの積載荷重及びその算定方法			エレベーターのかごの床面積	エレベーターのかご並びに昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別		

令第百二十九条の十三の二及び第百二十九条の十三の三に関する規定が適用される非常用エレベーター		各階平面図	
エレベーターの機械室の出入口に用いる材料	非常用エレベーターの配置	高さ三十一メートルを超える建築物の部分の階の用途	非常用エレベーターの乗降ロビーの位置
バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置	非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備	非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。）の構造	予備電源を有する照明設備の位置
屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分			

非常用エレベーターの積載量及び最大定員のほか、非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置	非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置	非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造	避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第百二十九条の十三の三第三項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員四メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置	避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第百二十九条の十三の三第三項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員四メートル
--	--	---	---	---

[illegible]

		令第二百二十九条の三第一項 第二号及び第 二項第二号並 びに第二百十 九条の十二に 関する規定が 適用されるエ スカレーター	
	エレベーターの使用材料表	エスカレーターの仕様書	エスカレーターの構造詳細図
非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種類別	エスカレーターの勾配及び揚程	エスカレーターの踏段の定格速度	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置
		エスカレーターの制動装置の構造	昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造
	エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造		エスカレーターの断面図
エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離			

令第百二十九 条の三第一項 第三号及び第							
	エスカレーター強度検証法 により検証した際の計算書	エスカレーターの荷重を算 定した際の計算書					
各階平面図	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部 分等に生ずる力	主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安 全装置作動時の各応力度	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率 で除して求めた許容応力度	独立して踏段を支え、又は吊ることができ る部分の材料の破断強度を限界安全率で除して 求めた限界の許容応力度	エスカレーターの各部の固定荷重	エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算 定方法	エスカレーターの踏段面の水平投影面積
小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び 出し入れ口の戸の位置							

二項第三号並びに第二百二十九条の十三に關する規定が適用される小荷物専用昇降機		令第二百二十九条の二の五に關する規定が適用される配管設備	
小荷物専用昇降機の構造詳細図	小荷物専用昇降機の使用材料表	配置図	各階平面図
小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造	小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別	建築物の外部の給水タンク等の位置
給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。）、ガソリントankその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離（給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。）	配管設備の種別及び配置	給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。）、ガソリントankその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離（給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。）	配管設備の種別及び配置
給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造

[illegible]

の構造	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置	排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜	配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置	配管設備の覆いの有無	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造
-----	--	--------------------------------	----------------------------	----------------------------	------------	--	--------------------------	------------------------

配管設備の系統図							
給水管、配電管その他の管が防火区画等を通する部分の位置	給水タンク等（この欄において圧力タンクを除く。）に設けるオーバーフロー管の位置及び構造						
	オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置						
	給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等（圧力タンクを除く。）の容量						
	排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。）の構造						
	排水トラップ及び阻集器の位置及び構造						
	ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造						
	配管設備の種類、配置及び構造						
	配管設備の末端の連結先						

(十)											
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十四条に関する規定が適用される家庭用設備											
		令第二百二十九条の二の七に関する規定が適用される冷却塔設備									
家庭用設備の構造詳細図	各階平面図	冷却塔設備の使用材料表	冷却塔設備の仕様書	二面以上の断面図	各階平面図	風道の構造詳細図		配管設備の使用材料表			
	一般高圧ガス保安規則第五十二条に規定する 燃焼器に接続する配管の配置 一般高圧ガス保安規則第五十二条に規定する 家庭用設備の位置 閉止弁と燃焼器との間の配管の構造	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別	冷却塔設備の容量	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	防火設備及び特定防火設備の位置	風道の構造	配管設備に用いる材料の種別	排水トラップ、阻集器及び通気管の位置	給水管の止水弁の位置	

							(十二)	
							ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十条の四に関する規定が適用される消費機器	
							各階平面図	
							二面以上の断面図	
							消費機器の仕様書	
							締付状況	硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の
							ガス事業法施行規則第百八条第一号に規定する燃焼器（以下この項において単に「燃焼器」という。）の排気筒又は排気フードの位置	
							給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造	
							密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造	
							燃焼器の排気筒の高さ	
							燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造	
							燃焼器の種類	
							ガスの消費量	
							燃焼器出口の排気ガスの温度	
							特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃	

消費機器の構造詳細図						
燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無	ガス事業法施行規則第百八条第十号に規定する自動ガス遮断装置の有無	ガス事業法施行規則第百八条第十号に規定するガス漏れ警報装置の有無	燃焼器の排気筒の構造及び取付状況	燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況	燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況	密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況
燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置						

(十五)	(十四)		(十三)					
下水道法第三十条第一項に	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条第一項に関する規定が適用される排水設備		水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十六条に関する規定が適用される給水装置					
配置図	排水設備の構造詳細図	配置図	給水装置の使用材料表	給水装置の構造詳細図	消費機器の使用材料表			
下水道法第三十条第一項に規定する排水施設	排水設備の構造	下水道法第十条第一項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置	給水装置の材質	水道法第十六条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造	密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種別	燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種別	燃焼器の排気筒に用いる材料の種別	ガス事業法施行規則第百六条第二号イに規定する建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器とガス栓との接続状況

								(十六)	
								液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の二に関する規定が適用される供給設備及び消費設備	関する規定が適用される排水施設
								配置図	排水施設の構造詳細図
								供給設備の仕様書	排水施設の構造
								供給設備の構造詳細図	（以下この項において単に「排水施設」という。）の位置
								供給設備の構造	排水施設の構造
								バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十八条第一号に規定する貯蔵設備及び同条第三号に規定する貯槽並びに第一条第六号に規定する第一種保安物件及び同条第七号に規定する第二種保安物件の位置 供給管の配置 貯蔵設備の貯蔵能力 貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量 貯蔵設備の構造

表二 構造方法等の認定を受けた建築設備関係

(-)		(十八)	(十七)	
尿尿浄化槽で法第三十一条第二項の認定を受けたもの	(イ)	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条に関する規定が適用される排水設備 特定都市河川浸水被害対策法第八条の条例で定められた制限に適合することの確 認に必要な図書	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第一項に関する規定が適用される浄化槽 配置図	供給設備の使用材料表 消費設備の構造詳細図
法第三十一条第二項に係る認定書の写し	(ロ)	特定都市河川浸水被害対策法（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置 当該条例で定められた制限に係る排水設備に関する事項	浄化槽法第三条の二第一項に規定する浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法 配置図	貯蔵設備に用いる材料の種別 消費設備の構造

								を設ける建築物
(二)	換気設備で令第二十条の二第一項第一号ニの認定を受けたものを設ける建築物							令第二十条の二第一号第一項ニに係る認定書の写し
(三)	換気設備で令第二十条の三第二項第一号口の認定を受けたものを設ける建築物							令第二十条の三第二項第一号口に係る認定書の写し
(四)	居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備で令第二十条の八第一項第一号ロ(Ⅰ)に規定する認定を受けたものを設ける建築物							令第二十条の八第一項第一号ロ(Ⅰ)に係る認定書の写し
(五)	中央管理方式の空気調和設備で令第二十条の八第一項第一号ハに規定する認定を受けたものを設ける建築物							令第二十条の八第一項第一号ハに係る認定書の写し
(六)	くみ取便所で令第二十九条の認定を受けたものを設ける建築物							令第二十九条に係る認定書の写し
(七)	特殊建築物及び特定区域の便所で令第三十条第一項の認定を受けたものを設ける建築物							令第三十条第一項に係る認定書の写し
(八)	合併処理浄化槽で令第三十五条第一項の認定を受けたものを設ける建築物							令第三十五条第一項に係る認定書の写し
(九)	煙突の周囲にある建築物の部分を令第一百五条第一項第三号ロに規定する認定を受けたものとする建築物							令第一百五条第一項第三号ロに係る認定書の写し

(十)	非常用の照明装置で令第二百二十六条の五第二号の認定を受けたものを設ける建築物	令第二百二十六条の五第二号に係る認定書の写し
(十一)	昇降機の昇降路内に設ける配管設備で令第二百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定を受けたものを設ける建築物	令第二百二十九条の二の五第一項第三号ただし書に係る認定書の写し
(十二)	防火区画等を貫通する管で令第二百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定を受けたものを設ける建築物	令第二百二十九条の二の五第一項第七号ハに係る認定書の写し
(十三)	飲料水の配管設備で令第二百二十九条の二の五第二項第三号の認定を受けたものを設ける建築物	令第二百二十九条の二の五第二項第三号に係る認定書の写し
(十四)	冷却塔設備で令第二百二十九条の二の七第三号の認定を受けたものを設ける建築物	令第二百二十九条の二の七第三号に係る認定書の写し
(十五)	エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造で令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものを設ける建築物	令第二百二十九条の四第一項第三号に係る認定書の写し
(十六)	エレベーターの制御器で令第二百二十九条の八第二項の認定を受けたものを設ける建築物	令第二百二十九条の八第二項に係る認定書の写し
(十七)	エレベーターの制動装置で令第二百二十九条の十第二項の認定を受けたものを設ける建築物	令第二百二十九条の十第二項に係る認定書の写し

(十八)	(十九)	(二十)
エスカレーターの階段及び主要な支持部分で令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものを設ける建築物	エスカレーターの制動装置で令第二百二十九条の十二第五項の認定を受けたものを設ける建築物	避雷設備で令第二百二十九条の十五第一号の認定を受けたものを設ける建築物
令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号に係る認定書の写し	令第二百二十九条の十二第五項に係る認定書の写し	令第二百二十九条の十五第一号に係る認定書の写し

5

法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認の申請書 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、第一項又は前項に規定する添付図書のうち、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る確認の申請書 第一項又は前項に規定する添付図書のうち、次の表二の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(は)欄に掲げる図書については同表の(に)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 認証型式部材等を有する建築物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、第一項又は前項に規定する添付図書のうち、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(は)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

表一

(一)			
(い)	令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分	(ろ)	第一項の表三から表五まで及び前項の表二(九)項を除く。(一)に掲げる図書(前項の表二の(四)項にあつては、貯水タンク及び給
		(は)	第一項の表一の(は)項に掲げる図書、同項の表二の(四)項に掲げる使用建築材料表及び(計)項に掲げる室内仕上げ並びに前項の表
(に)	第一項の表一の(い)項に掲げる図書のうち各階平面図	(は)	壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
	第一項の表一の(ろ)項		延焼のおそれのある

(三)	(二)	
換気設備を有する建築物	防火設備を有する建築物	
第一項の表四の(一)項(ろ)欄に掲げる図書及び前項の表二の(四)項(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(四)項、(十一)項、(十五)項及び(十六)項(ろ)欄に掲げる図書	水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。～に係るものを除く。～)
前項の表一の(一)項(ろ)欄に掲げる図書のうち換気設備の構造詳細図		二の(七)項を除く。～に掲げる図書のうち構造詳細図(貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。～に係るものを除く。～))
	第一項の表一の(ろ)項に掲げる図書のうち二面以上の立面図	二に掲げる図書のうち二面以上の立面図
	開口部の構造	る部分の外壁及び軒裏の構造(法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、開口部、外壁及び軒裏の構造)

(八)	(七)	(六)	(五)	(四)
エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものを有する建築物	冷却塔設備を有する建築物	給水タンク又は貯水タンクを有する建築物	非常用の照明装置を有する建築物	屎尿 ^し 浄化槽又は合併処理浄化槽を有する建築物
第一項の表四の(九)項に掲げるエレベーター強度検証	第一項の表四の(九)項及び前項の表二の(十)項(九)項に掲げる図書	第一項の表四の(九)項(九)項及び前項の表二の(十)項(九)項に掲げる図書	第一項の表四の(九)項(九)項及び前項の表二の(十)項(九)項に掲げる図書	第一項の表四の(十二)項(九)項及び前項の表二の(六)項(九)項に掲げる図書
	前項の表一の(九)項(九)項に掲げる図書のうち冷却塔設備の構造詳細図	前項の表一の(九)項(九)項に掲げる図書のうち配管設備の構造詳細図	前項の表一の(八)項(九)項に掲げる図書のうち非常用の照明装置の構造詳細図	第四項の表一の(三)項に掲げる図書のうち浄化槽の構造詳細図
前項の表一の(九)項(九)項に掲げるエレベーター構造詳細図				
レールの構造及び取付方法、つり合おもりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況				

表二

(い)	(九) エスカレーターを有する建築物 (十) 避雷設備を有する建築物
(ろ)	(ろ) 法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(五)項、(六)項及び(七)項(ろ)欄に掲げる図書 (九) 第一項の表四の(二)項(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(九)項(ろ)欄に掲げるエスカレーター強度検査法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(十)項及び(十一)項(ろ)欄に掲げる図書 (二) 第一項の表四の(二)項(ろ)欄及び前項の表二の(二)項(ろ)欄に掲げる図書
(は)	(九) 前項の表一の(九)項(ろ)欄に掲げる図書のうちエスカレーターの構造詳細図 (五) 前項の表一の(五)項(ろ)欄に掲げる図書のうち避雷設備の構造詳細図
(に)	(ろ) 綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造

令第十三条の二第三号に掲げる一戸建ての住宅	第一項の表二の(Ⅱ)項に掲げる図書のうち室内仕上げ表	第四項の表一の(Ⅱ)項に掲げる図書のうち配置図	井戸の位置
令第十三条の二第四号に掲げる建築物		第一項の表一の(Ⅰ)項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類、通し柱及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
第四項の表一の(Ⅱ)項に掲げる図書のうち配置図	井戸の位置		
	第一項の表一の(Ⅰ)項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置	

6 第一項の表一及び表二並びに第四項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示してその図書を第一項又は第四項の申請書に添える場合においては、第一項又は第四項の規定にかかわらず、当該図書に明示することを要しない。

7 特定行政庁は、規則で、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定

に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合することの確認に必要な図書について必要な規定を設けることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書（第一面が別記第四号様式によるものをいう。次号において同じ。）及びその添付図書

二 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）

9 申請に係る建築物が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該図書についてはこれを添えることを要しない。

